

事務連絡
平成23年3月22日

都道府県医師会
事務局 御中

日本医師会
経理課長

JMATに係る傷害保険について（ご連絡No. 2）

平成23年3月16日付事務連絡にてご連絡いたしました「JMATに係る傷害保険」の取り扱いにつきまして、下記のとおり追加のご連絡申し上げます。なお、枠線で囲んだ部分が追加のご連絡部分になりますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 補償内容の詳細について

死亡・後遺障害	5,000万円
入院日額	1万5,000円
通院日額	1万円

天災危険担保特約付。ただし、一般的に補償対象外となるものとして「故意または重大な過失」等がありますが、「核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故」もそのひとつとして補償対象外になります。

賠償責任補償、携行品損害補償は対象外です。

2. 加入手続き

「日本医師会災害医療チーム（JMAT）」申込書にて日本医師会地域医療第1課に登録されたチーム構成員を自動的に被保険者とします。

3. 保険料

保険料は全額日本医師会が負担します。

以上